

コミネット 龍野

ユニケーション & ワーク

地域の宝を磨くまちづくり

《第27号》
R5.12月



「コミネット龍野」は、龍野地区にお住まいの皆様に、歴史と文化を活かした取組や話し合いの経過などをお知らせする広報誌です。

令和7（2025）年度伝建事業 希望者を募集！ ～修理・修景をお考えの方はご確認を～

令和7年度伝建修理修景事業の希望者を、下記のとおり募集します。

※この事業は国・県の採択枠があるため、申請いただいても補助金の交付を確約するものではありませんのでご了承ください。



●過去の修理事例

- ・【左物件】屋根葺き替え、焼板張り替え、腐食した土台の取替え等の修理をしました。
- ・【右物件】風水害で壊れた漆喰塀を、写真を参考に昔の姿で修景しました。

- 1 対象物件 たつの市龍野伝統的建造物群保存地区内の物件
- 2 申請書類 市窓口か龍野町並み保存会役員様（中面に記載）宅でお受取りください。
- 3 提出先 市町並み対策課窓口（TEL 0791-64-3165）
※申請前に必ず担当課にご相談ください。

4 提出期限 **令和6年2月28日（水）必着**



『希望届』で検索

伝建事業（修理・修景）とは？

龍野伝建地区内の特定物件やそれ以外の物件を修理、修景したり、新築物件を伝統的なデザインに合う建物にしたりする工事の費用の一部を補助することで、歴史的な町並みを文化財として保存していくための事業です。

令和2（2020）年から開始しており、令和5年度分を含め11件の伝統的建造物等を修理・修景しています。



●対象事業及び補助金額

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助 限度額
伝統的建造物 （特定物件） の修理	建築物 （主屋、土蔵、 納屋等）	特定物件（伝統的建造物のうち、保存に同意されている建物）の外観を修理基準に基づいて修理するために必要な経費	80%	800万円
	工作物 （門・塀等）			300万円
伝統的建造物 （特定物件） 以外の建築物 等の修景	建築物	上記以外の既存物件、新築物件の外観を修景基準に基づいて修景するために必要な経費	60%	600万円
	工作物			200万円

伝建修理事業 Q & A

Q 1 修理事業は古い時代の家にしないといけませんか？

A 1 修理事業は建てた時の外観に戻すことを大原則としていますが、改修の履歴や現代の生活も考慮しながら修理しますので、必ずしも古い時代の家になる訳ではありません。また、構造等に影響のない範囲で内装を改装することも可能です。
（ただし、内装工事は補助対象外）

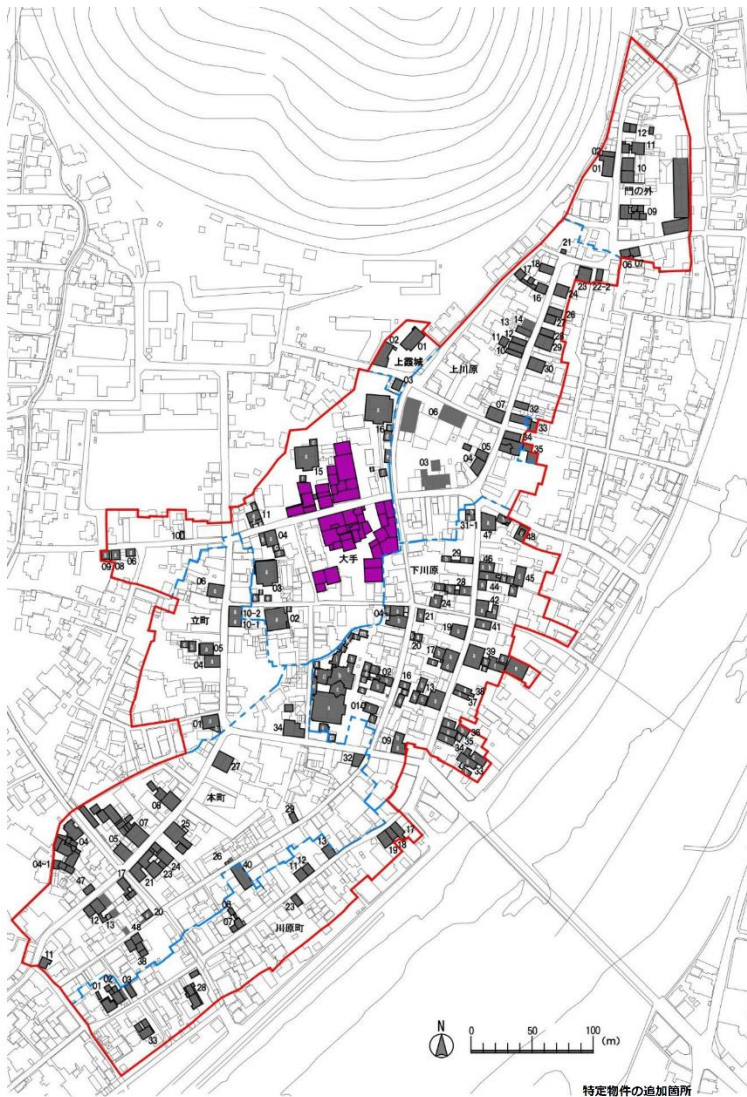
Q 2 修理事業の費用はどのくらいかかりますか？

A 2 伝統的な材料や工法で修理する必要があるほか、設計士（設計を専業とする方）への設計監理費も必要になるため、一般的な家屋のリフォーム代や建築費より高額になることがあります。

Q 3 和風なデザインなら補助金がもらえますか？

A 3 和風というよりは、修理・修景の基準に合った上で、国、県に承認された設計内容でないと補助対象になりません。
（例：本瓦風の一体瓦、木目調プリントのサッシ等は補助対象外）

龍野伝建地区とは？



龍野伝建地区は、龍野城下町のうち商家町や醸造町の町並みを文化財として保存しようとしているエリアです。

左のマップの赤線内が龍野伝建地区の範囲で、江戸時代から昭和時代初期までの建物が約400棟保存されています。

●対象地域（大字）

たつの市龍野町大字大手の全域、並びに大字門の外、上川原、旭町、水神町、下川原、立町、本町、川原町及び上霞城の各一部

●外観が変わる工事に要注意！

龍野伝建地区内では、外観を変更する工事を行う場合、市の許可を取っていただく必要があります。

内容によっては望むような工事にしないこともありますので、必ず事前に担当課までご相談ください。

龍野町並み保存会役員名簿（敬称略）

役職	氏名	地区	役職	氏名	地区
会長	小林 實	下川原	理事	紙名 猛	福の神・立町
副会長	真田 忠敏	上川原	理事	久保田 修	福の神・立町
事務局長	矢野 泰之	川原町	理事	田中 康一	本町
会計	武内富久夫	大手	理事	津田 剛	本町
理事	丸尾 功二	上川原	理事	栗岡 孝典	川原町
理事	井戸 正文	下川原	監事	末廣 卓也	門の外・柳原
理事	南枝 暁	大手	監事	満田 邦弘	上霞城

伝建地区内で土地所有者を変更された方は ご注意を！～減免が受けられなくなる可能性があります～

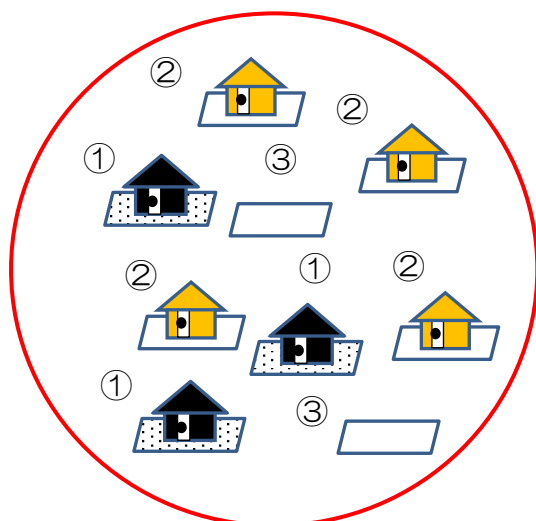
重要伝統的建造物群保存地区では、特定物件（保存同意物件）の家屋にかかる固定資産税と都市計画税（以下、固定資産税等）が地方税法により非課税となります。




また、保存地区内の宅地も、「たつの市伝統的建造物群保存地区におけるたつの市税条例及びたつの市都市計画税条例の特例を定める条例」に基づき、所有者から申請があった分は固定資産税等が減額されます。

ただし、以前に申請書を提出されていても、所有者の変更や合筆・分筆等、申請内容の変更があった場合、改めて申請いただかなければ、翌年1月1日以降（今回は令和6年1月1日以降）の減額措置を受けることが出来ません。

土地所有者の変更などがあった方は、市町並み対策課までご相談ください。

固定資産税等の減免措置のイメージ



	土地（宅地）・建物の種類	土地（宅地）減額率	家屋減額率
①	 伝統的建造物（保存同意物件）	50% 申請必要	100%
②	 上記以外	20% 申請必要	減額なし（課税）
③	 建物なし		

— 伝建地区エリア範囲



龍野伝建地区の町並み

●問い合わせ先

たつの市都市政策部町並み対策課 (TEL : 0791-64-3165 FAX : 0791-63-2594)